

安全データシート

整理番号：CHA23
作成：2014/06/03
改訂：2017/07/31

商品名：SS-150

1. 化学物質等及び会社情報

化学品の名称：SS-150
会社名：JXTGエネルギー株式会社
住所：〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
担当部門：添付資料参照
(TEL:添付資料参照, FAX:添付資料参照)
緊急連絡電話番号：添付資料参照
推奨用途：工業用溶剤等

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性：この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。
危険物第4類 第2石油類(消防法 危険物)
引火性物質(労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物)
急性毒性物質(労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則 第3種有機溶剤)
特定有害性物質(労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則 特定化学物質第2類物質、特定第2類物質)

| GHS分類 | 区分 |
|-----------------------|-----------------|
| 引火性液体 | 区分4 |
| 急性毒性(経口) | 区分外 |
| 急性毒性(経皮) | 区分外 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | 区分2 |
| 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 | 区分2 |
| 皮膚感作性 | 区分1 |
| 発がん性 | 区分2 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分2(血液、眼、気道) |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分3(気道刺激性、麻酔作用) |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分2(血液、眼、呼吸器) |
| 吸引性呼吸器有害性 | 区分1 |
| 水生環境有害性(急性) | 区分1 |
| 水生環境有害性(長期間) | 区分1 |

GHSラベル要素

絵表示：



注意喚起語：危険
危険有害性情報：可燃性液体
皮膚刺激
強い眼刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い
 臓器(血液, 眼, 気道)の障害のおそれ
 呼吸器への刺激のおそれ又は眠気又はめまいのおそれ
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(血液, 眼, 呼吸器)の障害のおそれ
 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
 水生生物に非常に強い毒性
 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

- 注意書き： 安全対策 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。
 環境への放出を避けること。
 容器を接地すること/アースをとること。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- 応急措置 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹸)で洗うこと。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぐこと。
 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること
 無理に吐かせないこと。
 火災の場合：消火するために有効な消火剤を使用すること。
 漏出物を回収すること。
- 保管 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 施錠して保管すること。
- 廃棄 内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別： 化学物質
 成分及び含有量

| 成分名称 | 含有量 wt. % | CAS# | 化審法 | 安衛法 | |
|--|--------------|------------|------------|------------|-------------|
| | | | 官報公示 番号 | 官報公示 番号 | 通知物質 |
| 重質芳香族系石油溶剤 ナフサ(炭素数10~11の芳香族化合物が主成分) | 100 | 64742-94-5 | 9-2578 | 公表 | 安衛法通知物質-168 |

分類に寄与する成分等及び含有量

| 成分名称 | 含有量 wt. % | CAS# | 化審法 | 安衛法 | |
|-------------------|--------------|----------|-----------------|------------|---------------------|
| | | | 官報公示 番号 | 官報公示 番号 | 通知物質 |
| 1, 2, 4-トリメチルベンゼン | 4.3 | 95-63-6 | 3-7, 3- 3427 | 公表 | 安衛法通 知物質- 404 |
| 1, 2, 3-トリメチルベンゼン | 5.7 | 526-73-8 | | | |
| インデン | 0.1 | 95-13-6 | 4-580 | 公表 | 規制濃度 以下 |
| ナフタレン | 9.0 | 91-20-3 | 4-311 | 公表 | 安衛法通 知物質- 408 |

化学物質管理促進法（化管法、PRTR法）
第1種指定化学物質

| 名称 | 含有量 wt. % | 政令番号 |
|-------------------|--------------|------|
| 1, 2, 4-トリメチルベンゼン | 5.7 | 296 |
| ナフタレン | 9.0 | 302 |

毒物劇物取締法：非該当

4. 応急措置

| | |
|-------------------|---|
| 吸入した場合： | 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 |
| 皮膚に付着した場合： | 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸道を確認した上で人工呼吸を行う。 接触した場合には、石けんと多量の水で直ちに皮膚を洗うこと。汚染した衣服や靴は脱がせること。症状が発生した場合には、直ちに医師の手当てを受けること。 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。 |
| 眼に入った場合： | 清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。 |
| 飲み込んだ場合： | 無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。 口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。 |
| 予想される急性症状及び遅発性症状： | 吸入すると、めまい、し眠、頭痛、吐き気。 皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤。 目に接触すると、発赤、痛み。 飲み込むと、灼熱感、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気。 |
| 最も重要な徴候症状： | 嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。 |
| 応急措置をする者の保護： | 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。火気に注意する。 |
| 医師に対する特別な注意事項： | 現在のところ有用な情報なし。 |

5. 火災時の措置

| | |
|--------------|---|
| 消火剤： | 霧状の強化液、粉末消火剤、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂が有効である。 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。 |
| 使ってはならない消火剤： | 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。 |
| 特有の危険有害性： | 揮発性が高くかつ引火性の強い液体であり、空気との爆発性混合ガスを形成しやすい。漏洩し高温の金属表面等に接触した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。 燃焼の際は黒煙、一酸化炭素等が生成される。 |
| 特有の消火方法： | 引火点が極めて低い：散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。 |

| | |
|-----------|---|
| 消火を行う者の保護 | <p>火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。</p> <p>火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。</p> <p>消火作業を行う者は、空気呼吸器などの保護具を着用し、酸素欠乏および有害ガスから身をまもること。</p> |
|-----------|---|

6. 漏出時の措置

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置：</p> | <p>消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。</p> <p>風下の人を退避させ、漏出場所から人を遠ざける。ロープ等を張り関係者以外立ち入り禁止とする。</p> <p>作業者は適切な保護具（8. ばく露防止及び保護措置の項を参照）を着用し、風上から作業する。</p> <p>漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。</p> |
| 環境に対する注意事項： | <p>下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。</p> <p>海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し（風向、風速、ガス濃度等）安全を確認する。</p> |
| <p>封じ込め及び 浄化の方法及び機材：</p> | <p>危険でなければ漏れを止める。乾燥した土、砂や不燃材料で覆い、更にプラスチックシートで飛散を防止する。</p> <p>少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。</p> |
| 二次災害の防止策： | <p>大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。</p> <p>漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。</p> <p>付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。漏洩物を完全撤去、区域換気と清掃を行う。</p> <p>排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。</p> |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|------------|---|
| 取扱い | <p>技術的対策：</p> <p>指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準を満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。</p> <p>熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。</p> <p>皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。</p> |
| 局所排気・全体換気： | <p>8. ばく露防止及び保護措置に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。</p> <p>室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。</p> <p>換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。</p> |
| 安全取扱注意事項： | <p>混触危険物質と接触しないよう注意する。（10. 安定性及び反応性を参照。）</p> <p>周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。</p> <p>容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。</p> <p>この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。</p> |
| 保管 | <p>安全な保管条件：</p> <p>直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。</p> <p>容器を密閉し、空気との接触を避ける。保管場所に施錠すること。</p> <p>危険物の表示をして保管する。</p> <p>保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。</p> |

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

10. 安定性及び反応性を参照。混触危険物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料：

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策：

屋内の取扱い場所は局所または全体排気装置を設ける。
取扱い場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は静電気対策をする。

取扱い場所の近くに洗眼器、シャワーを設け、その位置を表示する。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なう。

高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を行う。

許容濃度

| 成分名称 | 厚生労働省(安衛法) | 日本産業衛生学会 (2016) | ACGIH (2017) | | |
|------------------|------------|-----------------------------|--------------|----------|---------|
| | 管理濃度 | 許容濃度 | TLV-C | TLV-STEL | TLV-TWA |
| トリメチルベンゼン (全異性体) | 未設定 | 25ppm, 120mg/m ³ | 未設定 | 未設定 | 25ppm |
| インデン | 未設定 | 未設定 | 未設定 | 未設定 | 5ppm |
| ナフタレン | 10ppm | 未設定 | 未設定 | 未設定 | 10ppm |

保護具

呼吸用保護具：

適切な呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具：

適切な手袋(不浸透性保護手袋)を着用する。

眼の保護具：

適切な保護めがねを着用すること。

皮膚及び身体の保護具：

適切な顔面用保護具を着用すること。

一切の接触を防止するには適切な手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の保護具を適宜着用すること。

適切な衛生対策：

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観 物理的状态：

液体

形状：

液体

色：

無色透明

臭い：

特徴的な臭気

臭いのしきい(閾)値：

データなし

pH：

データなし

融点・凝固点：

-5(°C)

沸点、初留点

初留点180-終点210(°C)

及び沸騰範囲：

引火点：

≥61(°C)

自然発火温度：

>450(°C)

燃焼の又は爆発範囲：

データなし

蒸気圧：

約0.07-1.6(hPa)(20°C)

蒸気密度：

データなし

蒸発速度：

データなし

| | |
|------------|----------------------------------|
| 密度： | 0.82 (g/cm ³) (15°C) |
| 溶解度： | 水： <1 (mg/L) (20°C) |
| n-オクタノール/水 | 2.9 |
| 分配係数： | |

10. 安定性及び反応性

| | |
|----------------|---|
| 化学的反応性、化学的安定性： | 揮発性であり且つ可燃性である。 |
| 危険有害反応可能性： | 通常の取り扱い及び保管条件では、安定である。 自然発火性、水との反応性共になし。 酸化性なし。 |
| 避けるべき条件： | 混触危険物質との接触。 加熱。 一部のゴム、合成樹脂との接触。 |
| 混触危険物質： | 酸化剤等。 |
| 危険有害な分解生成物： | 燃焼の際は煙、一酸化炭素、二酸化炭素を発生する。 |
| その他： | 現在のところ有用な情報なし。 |

11. 有害性情報

| | |
|--------------------|---|
| 急性毒性（経口）： | ラットにおけるLD50値 4.5 ml/kg, 13.3 ml/kg, 12.3 ml/kg [密度 0.82 g/cm ³ (15°C) a) より、それぞれ換算値 3690, 10906, 10086 mg/kg] b), 7050 mg/kg 体重 a) に基づき、区分外とした。 |
| 急性毒性（経皮）： | ウサギにおけるLD50値は、5.0 ml/kg [密度 0.82 g/cm ³ (15°C) a) より、換算値 4100 mg/kg] b) のデータが3つ、>3160 mg/kg 体重 a) のデータが2つあり、それらに基づいて区分外（国連分類基準の区分5）とした。 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性： | ヒトでは、26人の上腕皮膚に2日間半密封状態で本物質を投与した2つの試験（GLP）において、刺激性はみられない a) が、臨床試験についての記載で「芳香族溶剤はとりわけ重大な皮膚の一時刺激性をもたらす」 b) とある。ウサギを用いた7つの試験では、3つの試験 b) のうち、ドレイズスコア値2.79（区分2に相当）で「中等度の刺激性」とされる試験と、ドレイズスコア値2.04、2.17（いずれも区分外：国連分類の区分3に相当）で、「中等度の刺激性」とされている2つの試験がある。また他の4つの試験（GLP） a) では、「中等度の刺激性」と「軽度の刺激性」が半々にみられる。以上のことから、安全性を考慮して区分2とした。 皮膚刺激（区分2） |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性： | ウサギを用いた4つの試験のうち、3つの試験 b) では「中等度の刺激性」とされており、他の1試験（GLP） a) では「軽度の刺激性（Slightly irritating）」とされている。以上のことから、区分2とした。眼の回復に関する記載が無いため、細区分は行わなかった。 強い眼刺激（区分2） |
| 皮膚感作性： | 区分1に分類される成分（ナフタレン）が1.0%以上含有される。 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ（区分1） |
| 発がん性： | 区分2に分類される成分（ナフタレン）が1.0%以上含有される。 発がんのおそれの疑い（区分2） |

| | |
|-----------------|--|
| 特定標的臓器毒性、単回ばく露： | 区分1に分類される成分（ナフタレン）が1.0%以上10%未満含有される。 ラットを用いた吸入試験（8h）において、鼻と目の刺激性、協調運動の進行性消失（progressive loss of coordination）がみられる c)。ウサギを用いた経皮試験においては、眠気や運動活動の変化がみられる d)。また、経口、経皮または吸入経路の急性毒性について、「眼、鼻、のどの刺激性、めまいと吐き気、呼吸困難、中枢神経系の抑制、昏睡」との記載情報 e)がある。 血液, 眼, 気道の障害のおそれ（区分2） 呼吸器への刺激のおそれ、又は、眠気又はめまいのおそれ（区分3） |
| 特定標的臓器毒性、反復ばく露： | 区分1に分類される成分（ナフタレン）が1.0%以上10%未満含有される。 長期にわたる、又は反復暴露による血液, 眼, 呼吸器の障害のおそれ（区分2） |
| 吸引性呼吸器有害性： | 40℃における動粘性率が判定基準値の20.5 mm ² /s以下と推定されること、さらにICSC(J) (2002)に「液体を飲み込むと、誤嚥により化学性肺炎を起す危険がある」との記述があるトリメチルベンゼンを含有することから、区分1とした。 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ（区分1） |

1 2. 環境影響情報

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 生態毒性 | |
| 急性毒性（甲殻類）： | 48 h r EC50: 0.95mg/L [オオミジンコ] a) |
| 残留性・分解性： | 成分によって急速分解性/難分解性を示唆するデータがある。 |
| 生体蓄積性： | 低濃縮性と推定される。 |
| 土壌中の移動性： | 情報なし。 |
| 他の有害影響： | オゾン層への有害性： 情報なし。 |

1 3. 廃棄上の注意

廃棄方法： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処理をすること。
空容器を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。

1 4. 輸送上の注意

| | | | |
|-------|-------|---|--------------------------|
| 国際規制 | 国連分類： | クラス 9 | （環境有害物質を含むその他の有害性物質及び物品） |
| | 国連番号： | 3082 | （環境有害物質、液体） |
| | 容器等級： | III | |
| 国内規制： | | 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。 陸上輸送 消防法 危険物 第4類 第2石油類 危険等級III 労働安全衛生法 危険物 引火性の物 | |

海上輸送 船舶安全法 有害性物質

航空輸送 航空法 その他有害性物質

輸送の特定の
安全対策及び条件：

車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人へイエローカードを携帯させること。

運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、及び「第二石油類」、「危険等級Ⅲ」、「火気厳禁」の表示をする。

指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。

陸上輸送の場合、運送時の積み重ね高さは 3m 以下とする。

第1類及び第6類の危険物及び高压ガスを混載しない。

輸送用容器（タンカー、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用する。

その他関係法令の定めるところに従う。

緊急時応急措置指針（ERG）番号：

171

15. 適用法令

消防法：

危険物・第4類引火性液体・第2石油類非水溶性液体、危険等級Ⅲ危険物

安衛法：

特定化学物質・第2類物質(ナフタレン)、特定第2類物質(ナフタレン)、特別管理物質(ナフタレン)、変異原性物質(既存化学物質)(ナフタレン)、健康診断実施対象物質(ナフタレン)、名称等を表示すべき有害物(トリメチルベンゼン、ナフタレン、鈹油)、名称等を通知すべき有害物(トリメチルベンゼン、ナフタレン、鈹油)、危険物・引火性の物

第3種有機溶剤（ソルベントナフサ）

化審法：

優先評価化学物質(1,2,4-トリメチルベンゼン、ナフタレン)

PRTR法（化管法）：

第1種指定化学物質(1,2,4-トリメチルベンゼン、ナフタレン)

海洋汚染防止法：

第三条二「油」

船舶安全法：

有害性物質

航空法：

その他有害性物質

16. その他の情報

参考文献等：

a) IUCLID (2000)

b) EHC 20 (1982)

c) IARC 47 (1989)

d) RTECS, 2006 元文献：NTIS, National Technical Information Service. OTS0534724)

e) Patty (5th, 2001)

免責文：

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。